

年号の取り扱いに係る学内諸規程等の整理に関する規則

平成30年6月27日

規則第48号

（目的）

第1条 この規則は、年号の取り扱いに係る学内諸規程等の整理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、「学内諸規程等」とは、国立大学法人東京医科歯科大学規程等立案事務要項（平成21年制定）の第2条第1項の各号に掲げるものをいう。

（年号の取り扱い）

第3条 現に施行されている学内諸規程等の様式中の「平成 年」は「 年」に読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成30年6月27日から施行し、平成30年6月8日から適用する。